

千葉県立県民の森設置管理条例

(昭和46年7月21日条例第33号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、県民の森の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、県民が自然に親しみつつ、自然のもたらす恩恵を享受する機会を県民に提供することにより、県民の健康の増進及び青少年の健全な育成を図るため千葉県立県民の森（以下「県民の森」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第三条 県民の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立内浦山県民の森	鴨川市内浦字内浦山
千葉県立清和県民の森	君津市正木
千葉県立館山野鳥の森	館山市大神宮
千葉県立船橋県民の森	船橋市大神保町
千葉県立東庄県民の森	香取郡東庄町小南
千葉県立大多喜県民の森	夷隅郡大多喜町大多喜字久半谷

一部改正〔昭和四九年条例五三号・五三年一一号・五四年九号・六〇年一四号・平成一六年七〇号〕

(業務)

第四条 県民の森の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 森林、園地、展示施設、宿泊施設その他施設の提供
- 二 野外活動に関する指導助言
- 三 その他県民の森の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務

一部改正〔昭和六〇年条例一四号・平成一七年六四号〕

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、県民の森の設置の目的を効果的に達成するため、県民の森の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成一七年条例六四号〕

(業務の範囲)

第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、第四条各号に掲げる業務とする。

追加〔平成一七年条例六四号〕

第七条 削除

〔平成三〇年条例二二号〕

(利用の承認)

第八条 県民の森の宿泊施設その他の施設のうち規則で定める施設（以下「宿泊施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一七年条例九四号〕

(利用の不承認)

第九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宿泊施設等の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、県民の森の設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他県民の森の管理上支障があると認められるとき。

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一七年条例九四号〕

(利用の承認の取消し等)

第十条 指定管理者は、第八条の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- 三 その他県民の森の管理上支障があると認められるとき。

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一七年条例九四号〕

(行為の許可)

第十一条 県民の森の区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物の販売、業として行う案内、写真若しくは映画の撮影若しくは物の貸付けその他の営業行為又は物の頒布、募金若しくは興業その他これらに類する行為
- 二 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため県民の森の全部又は一部を独占する利用行為

2 前項の許可には、県民の森の管理上必要な条件を付することができる。

一部改正〔昭和五四年条例九号・平成一七年六四号・九四号〕

(許可の取消し)

第十二条 指定管理者は、前条第一項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 前条第二項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 二 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

一部改正〔平成一七年条例六四号・九四号〕

(管理の基準)

第十三条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一七年条例九四号〕

(利用料金)

第十四条 県民の森の有料の施設を利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一七年条例九四号〕

(利用料金の支払の時期)

第十五条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一七年条例九四号〕

(利用料金の免除)

第十六条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一七年条例九四号〕

(利用料金の返還)

第十七条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が、災害その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一七年条例九四号〕

(知事による管理)

第十八条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に当該県民の森の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に宿泊施設等の利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条から第十条までの規定の適用につ

- いては、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。
- 3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第十一条の許可が含まれるときに限る。）における同条及び第十二条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十一条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。
- 4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、当該県民の森の有料の施設を利用しようとする者は、第十四条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。
- 5 前項本文の場合における第十五条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十六条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、同表中「第十四条第三項」とあるのは「第十八条第四項」とする。
- 6 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
- 7 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 8 県民の日を定める条例（昭和三十九年千葉県条例第三号）に規定する県民の日その他規則で定める場合において、県民の森の有料の施設で規則で定めるものに係る使用料については、第四項本文の規定にかかわらず、これを徴収しない。
- 9 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。
- 10 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第八条、第十一条第一項各号列記以外の部分及び第十四条第一項の規定の適用については、第八条中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十一条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、第十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第十八条第四項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例二六号〕

（損害の賠償）

第十九条 県民の森の区域内において、森林、園地その他の施設を滅失し、又はき損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その修理及び補充に要する費用を賠償しなければならない。ただし、知事は、特別の事情があると認める場合には、賠償の責を免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例六四号・九四号・二一年二六号〕

（委任）

第二十条 この条例に定めるもののほか、県民の森の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例六四号・九四号・二一年二六号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年十月二十五日条例第五十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年八月六日条例第五十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十六日条例第十四号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月三十日条例第十一号）

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年三月十二日条例第九号）

この条例は、昭和五十四年五月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年十二月二十四日条例第三十六号）

この条例は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十九日条例第十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、（中略）昭和五十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和六十年二月二十七日条例第十四号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十日条例第七十号）

この条例は、平成十七年二月十一日から施行する。

附 則（平成十七年七月二十二日条例第六十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十七年十月二十五日条例第九十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日における千葉県立大多喜県民の森の指定管理者（千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第六十四号）による改正後の千葉県立県民の森設置管理条例第五条に規定する指定管理者をいう。）の指定については、この条例による改正後の千葉県立県民の森設置管理条例第七条の規定の例による。

附 則（平成二十一年三月六日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第二十八号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第十四条第三項）

施設の名 称	利用料金の名称	区分	単位	額の範囲
千葉県立 内浦山県 民の森	総合セン ター宿泊 室利用料	一般並びに中学校（義務教育学校の 後期課程を含む。）及び高等学校の 生徒	一人一泊に つき	三千七百円 以内
		小学校（義務教育学校の前期課程を 含む。）の児童	一人一泊に つき	二千八百八 十円以内
		幼児（独立して寝具を利用する場合 に限る。）	一人一泊に つき	千五百四十 円以内

食事料	朝食	一般、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童並びに中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）及び高等学校の生徒	一人一食につき	千二百三十円以内
		幼児	一人一食につき	八百二十円以内
	夕食	一般、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童並びに中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）及び高等学校の生徒	一人一食につき	三千八十円以内
		幼児	一人一食につき	千五百四十円以内
(摘要) 宿泊料とは、食事料を除いた宿泊に係る料金をいう。				
キャビン利用料	浴槽を有しないもの		一棟一泊につき	九千五百五十円以内
	浴槽を有するもの		一棟一泊につき	一万八 hundred 円以内
キャンプ場利用料	オートキャンプ場		一区画一泊につき	三千八百円以内
	その他のキャンプ場	小テント	一張り一泊につき	六百二十円以内
		大テント	一張り一泊につき	九百三十円以内
体育館利用料	専用使用	一般	昼間二時間までごとに	三千六百円以内
			夜間二時間までごとに	四千六百二十円以内
		幼児（四歳以上の者に限る。）、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童並びに中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）及び高等学校の生徒	昼間二時間までごとに	千八百五十円以内
			夜間二時間までごとに	二千八百八十円以内
	共同使用	一般	昼間一人二時間までごとに	五百十円以内
			幼児（四歳以上の者に限る。）、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童並びに中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）及び高等学校の生徒	昼間一人二時間までごとに
(摘要) 一 昼間とは午前九時から午後五時までとし、夜間とは午後五時から午後九時までとする。 二 体育館の二分の一のみを専用使用する場合の利用料金の				

		額の範囲は、表に定める額の二分の一の額以内とする。			
	茶室利用料		一室四時間につき	千八百八十円以内	
	バーベキュー場利用料		一区画一回につき	千五百四十円以内	
	シャワー利用料		五分間につき	二百円以内	
千葉県立 清和県民 の森	ロッジ利用料		一棟一泊につき	三千三百九十円以内	
	キャンプ場利用料	オートキャンプ場	一区画一泊につき	四千百十円以内	
		その他の キャンプ 場	小テント	一張り一泊につき	六百二十円以内
			大テント	一張り一泊につき	九百三十円以内
	庭球場利用料		一面二時間につき	千二百五十円以内	
	バーベキュー場利用料		一区画一回につき	千五百四十円以内	
	シャワー利用料		三分間につき	百円以内	
千葉県立 東庄県民 の森	庭球場利用料		一面二時間につき	千二百五十円以内	
	弓道場利用料	専用使用	二時間につき	九百二十円以内	
		共同使用	一人二時間につき	百五十円以内	
バーベキュー場利用料		一区画一回につき	千五百四十円以内		
千葉県立 大多喜県 民の森	キャンプ場利用料		一張り一泊につき	六百二十円以内	
	キャビン 利用料	宿泊料	一棟一泊につき	五千百四十円以内	
		冷暖房設備利用料		二時間につき	百円以内
千葉県立 船橋県民 の森	バーベキュー場利用料		一区画一回につき	三百円以内	

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成二一年条例二六号・二五年六四号・二八年二八号〕